

鷹栖町障がい者活躍推進計画

機関名	鷹栖町役場
任命権者	鷹栖町長
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年間）
鷹栖町における障がい者雇用に関する課題	<p>鷹栖町においては、鷹栖町教育委員会、鷹栖町議会、鷹栖町農業委員会と採用活動を一体として行っている。（教育委員会、議会、農業委員会へは出向）</p> <p>令和6年6月1日時点では法定雇用率を満たしているが、本計画のもとで障がいのある職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが重要である。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>各年度について、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。</p> <p>【参考】令和6年6月1日時点の実雇用率 3.28% （令和6年6月1日時点の法定雇用率 2.80%）</p>
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
①障がい者の活躍を促進する体制整備	<p>○障害者雇用促進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障がいのある職員の相談窓口を総務課総務係に設置する。</p>
②障がい者の活躍の基本となる職務の選定等	○障がいのある職員が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③障がい者の活躍を促進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、障がいのある職員に対し必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じる際は、障がいのある職員からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用の際は、次の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。 ・「自力で通勤できること」、「介助なしで業務が遂行できること」、「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。 ・特定の就労支援機関からのみ受け入れを実施すること。
④その他	<p>○各関係法律等に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援及び配慮を行うよう努める。</p> <p>○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じ、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>